

# 業務運営に関する規程

## 事業所名

イシン株式会社

## 有料職業紹介事業許可番号

13-ユ-311238

## 取扱職種の範囲等

国内・全職種

## 手数料に関する事項

- ・求人者から徴収する手数料については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。
- ・個々の職業紹介における手数料については、申込書または契約書等でご確認ください。
- ・求職者からは手数料は徴収いたしません。

## 手数料表

### 【一般登録型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。

<p>求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】</p>	<p>成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100%(または10,000,000円)</u>  上記のうちどちらか高いほうとする。</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100%(または10,000,000円)</u>  上記のうちどちらか高いほうとする。</p>
<p>求人への充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】</p> <p>* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合</p>	<p>手数料負担者は 求人者 とします。</p> <p>成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100%(または10,000,000円)</u>  上記のうちどちらか高いほうとする。</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

上記手数料には、消費税(※4)は含まれておりません。別途加算となります。

【サーチ／スカウト型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円  手数料負担者は 求人者 とします。

<p>特定の条件による特別の求職者の開拓 やそのための調査・探索</p>	<p>着手金 <u>3,000,000円</u></p> <p>活動1日あたり <u>1,500,000円</u> (または、活動1時間あたり <u>300,000円</u>)</p> <p>上記のうちどちらか高いほうとする。</p> <p>成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100%(または10,000,000円)</u></p> <p>上記のうちどちらか高いほうとする。</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100%(または10,000,000円)</u></p> <p>上記のうちどちらか高いほうとする。</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
--	--

※年間賃金について

・期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)

・期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就業後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)

## 返戻金制度に関する事項

---

・当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)を設けています。

当社の紹介により就業した者が入社後3ヶ月未満の本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返戻する制度です。

- ①入社日から起算して30日以内で退職の場合 手数料の80%を返還するものとする
- ②入社日から起算して90日以内で退職の場合 手数料の10%を返還するものとする

※ただし返戻金制度は求人者と当社の間により別の定めをする場合があります。

## 苦情の処理に関する事項

---

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申し出先:職業紹介責任者

連絡先:03-5291-1580

## 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

---

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当社の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介事業の担当者とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。

2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

## 業務の運営に関する規程

---

### 第1 求人

1. 本所は、国内全職種に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

### 第2 求職

1. 本所は、国内全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2. 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。

3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

### 第3 紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
7. 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

### 第4 その他

1. 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
4. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
5. 本所の取扱職種の範囲等は、国内全職種です。

6. 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和6年8月1日

代表者 イシン株式会社

代表取締役 明石 智義